

平成 29年 7月 24日

顧問先各位

戸田会計事務所
所長 戸田裕陽

配偶者控除及び配偶者特別控除の改正

◆ 一般的なサラリーマン家庭で妻がパート収入を得ているような例で考えて見ますと、今回の改正は夫の年収が増えると配偶者控除の金額が減る仕組みとなっています。

【Ⅰ】 配偶者控除の控除額は、改正前は納税者本人の所得金額に関係なく一律38万円の控除ができましたが、今回の改正により給与所得者(夫)の合計所得金額により控除額が減額され合計所得金額が1,000万円を超えますと、配偶者控除の摘要は受けられなくなりました。

※配偶者控除の適用となる配偶者の年収103万円の壁については変更ありません。

納税者本人の合計所得金額	配偶者控除額	
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
900万円以下	38万円	48万円
900万円超 950万円以下	26万円	32万円
950万円超 1,000万円以下	13万円	16万円
1,000万円超	(摘要なし)	(摘要なし)

【Ⅱ】 配偶者特別控除の控除額が次のように改正されたほか、対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下(改正前は38万円超76万円未満でした)とされました。

今回、こちらの方は配偶者の年収150万円までは38万円の配偶者特別控除額が可能(拡大)となっています。

配偶者の合計所得金額	配偶者特別控除額		
	合計所得金額が90万円以下の居住者(納税者本人:右欄も同様)	合計所得金額90万円超950万円以下の居住者	合計所得金額950万円超100万円以下の居住者
38万円超 85万円以下	38万円	26万円	13万円
85万円超 90万円以下	36万円	24万円	12万円
90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円
95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円
100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円
105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円
110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円
115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円
120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円
123万円超	(適用なし)	(適用なし)	(適用なし)

上記Ⅰ、Ⅱの適用時期は平成30年1月1日より適用(住民税については平成31年度より適用)。